

てだこポケットフェスタ～第４９回浦添てだこまつり～出店要綱

2026 年 8 月 26 日更新

I 開催日程及び場所

1. 開催日時：2026 年 10 月 17 日（土）～18 日（日）15：00～20：30 2 日間 ※予備日なし
2. 開催場所：浦添カルチャーパーク

II 提灯装飾及び電気工事

1. 提灯装飾箇所：てだこホール進入道路・運動公園前市道 4 7 号線片側
2. 照明等電気配線工事箇所：メインステージ・実行委員会本部テント・市内福祉団体出店テント
3. 施工：浦添電業会

iii 水道工事

1. 水道設置箇所：一般店舗裏側（飲食店舗のみ）
2. 施工：浦添市管工事事業協同組合

IV 募集

1. 募集期間 2026 年 9 月 7 日（月）～11 日（金）午前 9 時～午後 5 時
2. 申込先

①市内出店専業者及び市内一般事業者（キッチンカー含む）・市内団体等

《浦 添 商 工 会 議 所》 沖縄県浦添市勢理客 4-13-1 2F TEL:098-877-4606

②市外出店専業者

《沖縄県出店業事業協同組合》 沖縄県沖縄市山内 1-8-19 TEL:098-933-8801

③市内福祉団体

《浦添市社会福祉協議会》 沖縄県浦添市仲間 1-10-7 TEL:098-877-8226

[市内一般事業者]・・・出店専業者でなく市内に店舗を構え営業する飲食店、その他の事業所をいう。

[市 内 団 体]・・・各通り会、PTA、学校部活父母会、婦人会等をいう。

3. 出店説明会及び抽選会

9 月 29 日（火）午後 2 時～（場所：浦添市産業振興センター・結の街 3 階中研修室）

説明会終了後に抽選を行う。

※予備日 10 月 6 日（火）午後 2 時～（場所：浦添市産業振興センター・結の街 3 階大研修室）

4. 提出書類

出 店 申 込：法人の場合・・・履歴事項全部証明書、法人の所在地が分かる公的書類

個人事業主の場合・開業届の控え、営業許可証など所在地が確認できる書類

出店説明会：①出店申請書 ②誓約書 ③駐車・通行許可申請書 ④保険証券（写し） ⑤出店料金

※その他、必要に応じて追加書類の提出を求める場合がある。

V 出店

1. 出店資格

- (1) 沖縄県内で出店事業を専業として営んでいる者。（浦添市内の出店専業者を優先的に受け付ける）
- (2) その他てだこまつり実行委員会が認める者。（市内一般事業者、市内団体、市内福祉団体等）
- (3) てだこまつり実行委員会及び出店の共同管理を行う沖縄県出店業事業協同組合の指示を守れる者。
- (4) 会場変更による出店区画の減少に伴い、2019 年以降浦添てだこまつりに 1 回以上出店したことがある事業所を優先とする。（沖縄県出店業事業協同組合員・福祉団体・市内団体を除く）
ただし、今回より新設した「市内一般事業者枠（5 区画）」については、2019 年以降の出店実績がない

(初出店等) 事業所も申込み可能とする。ただし、応募多数の場合は抽選とする。

※キッチンカーでの出店(事業者・一般事業者)は出店区画の都合上、車両全長6メートル以内かつ車両総重量1.5トン以内のものに限る。

(いかなる理由があっても、これを超える車両での出店は認めません)

※1事業所につき1区画の申し込みとする。(但し、遊具を除く)

※浦添市外の一般事業者は受付をしない。

2. 出店場所: 浦添カルチャーパーク(国道330号線沿い駐車場及びてだこホール側駐車場一帯)

(1) 出店場所は、抽選で決定する。ただし、一部主催者で決定する。

(2) 出店事業者・市内一般事業者の抽選は次の順位とする。

①沖縄県出店業事業協同組合員(市内出店事業者)

②非沖縄県出店業事業協同組合員(市内出店事業者)

③沖縄県出店業事業協同組合員(市外出店事業者)

④非沖縄県出店業事業協同組合員(市外出店事業者)

⑤市内一般事業者

上記⑤の出店は、出店資格を満たしている場合にのみ抽選会に参加することができる。

(参加できない場合は、事前にご連絡します。)

(3) 市内一般事業者については、専用枠(5区画)において抽選を行います。

(応募数が5件を超えた場合は抽選となります)

(4) 市内団体の出店場所は、立体駐車場1階部分とする。

(5) 福祉団体の出店場所は、社会福祉センター前エリアとする。

3. 出店数: 【カルチャーパーク】◎飲食店舗17区画 ◎物販・ゲーム16区画
◎市内一般事業所5区画 ◎遊具 1区画
◎市内通り会2区画

【立体駐車場1階】◎2区画

【福祉団体エリア】◎3区画

※但し、第49回浦添てだこまつりに限る出店配置とする。

※出店の申込状況を確認して区画数を調整する。

※市内団体出店エリアの立体駐車場には高さ制限があるためテント設営には調整を要する。

4. 出店条件

(1) 出店料金(1区画: 2間×4間)

飲食店舗(募集17件)

1・3・5・7・9・11・13・15・17・19・21・24・25・27・29・31・38・・・62,000円

物販・ゲーム(募集16件)

2・4・6・8・10・12・14・16・18・20・22・23・26・28・30・32・・・42,000円

キッチンカー・・・55,000円

遊具・・・41,000円

市内一般事業者(募集5件)

33・34・35・36・37・・・料金下記参照

申込み時に「出店形態(テント飲食/テント物販・ゲーム/キッチンカー)」を選択していただきます。

出店料金は、選択された出店形態に応じた上記料金と同額になります。

テント（飲食）での出店：62,000円

テント（物販・ゲーム）での出店：42,000円

キッチンカーでの出店：55,000円

市内通り会・・・・・・・・・・「11,000円」　てだこホール付近

市 内 団 体（※火気使用禁止）・・・・「11,000円」　立体駐車場1階部分

福 祉 団 体（※電気料金を含む）・・・・「11,000円」　社会福祉センター前エリア

※出店料金には清掃負担金を含みます。さらに飲食店舗については水道仮設置費を含む。但し、安全管理上の理由により、一部の区画については共同の水道をご利用いただく場合がございます。

※市内団体（立体駐車場1階エリア）および通り会、福祉団体、キッチンカーエリアには水道仮設は行わない。

※一部出店料金を調整することができる。

（2） 営業等について

- ・ 保健所の許可を必要とする業種（飲食関係等）で許可証のないものは出店を認めない。
- ・ 会場アナウンスの終業時間（午後8時30分）を守ること。
- ・ 終業の際、店舗前にブルーシートをかけるなどして営業終了の合図をおこなうこと。
- ・ 指定された箇所以外での営業は行わないこと。指定箇所を他の者に転貸し、または目的外に使用してはならない。転貸、目的外等の禁止行為を行った場合は、違約金50,000円を支払い、実行委員会の指示に従ってまつり会場から撤去すること。
- ・ 未成年者へのアルコール類の販売は行わないこと。また、その旨店頭に表示すること。
- ・ 主催者が定める感染症対策に関する運営には従い厳守をすること。
- ・ 市または県の定めるイベント開催基準に準じた出店を行うこととする。
- ・ 出品の販売価格は原則として自由とするが、市場実勢価格を守ることとし不当な価格での販売はしないこと。併せて、販売価格を店頭に表示すること。
- ・ 販売する商品または材料等は、市産品、県産品を優先して使用すること。
- ・ 販売又は景品等として、ひよこ（鳥類）、パーツィースプレー、エアガン、BBガン等銃弾を発射するもの等の陳列、販売、景品等を禁止し、まつり会場への持込を禁止する。
- ・ 炭の使用を禁止する。
- ・ 店舗の前に一切物を置かないこと。
- ・ 各店舗間は60cm以上の間隔を設け、店舗ごとに必ず消火器の設置をすること。
- ・ 業種ごとにリスクに対応した保険（PL保険・施設賠償責任保険）に必ず加入すること。
- ・ 火気器具等は安定した不燃性の床、台などの上で使用する。
- ・ LPガスボンベは、直射日光の当たらない風通しの良い平らな場所に設置し、対象火気器具等から2メートル程度の距離を保つようにすること。

（3） テント設営と商品搬入及び車両乗入れ等について

- ・ テント設営について、飲食店舗は10月15日（木）、物販、ゲーム店舗は16日（金）午前9時から午後9時までに完了すること。
- ・ 出店業者の使用車両は、指定された場所以外に駐車してはならない。
- ・ 商品等の搬入は10月17日（土）・18日（日）ともに13時までに行うこと。それ以外の時間の車両乗入れは禁止する。

（4） 飲食店従事者及びその衛生管理について

- ・ 手洗い設備には、消毒薬等を設け常に使用できる状態にしておくこと。
- ・ 従事者の健康診断は、食品衛生法上必要な健康状態の把握に留意して行われるようにすること。
- ・ 従事者は、常に清潔な外衣を着用し作業場所では専用の履物を用いること。

- ・ 従事者は、常に爪を短く切り、作業前及び用便後は手の洗浄及び消毒を行うこと。
- ・ 従事者は、作業においては所定の場所以外で着替え、喫煙、放タン及び食事をしないこと。
- ・ その他、南部福祉保健所の指導を厳守すること。

(5) 環境管理について

- ・ 施設及びその周辺は毎日清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。ゴミは分別した上で、所定のゴミ集積場所へ搬入すること。
- ・ 側溝に生ゴミ等を捨てないこと、また廃油は必ず廃油集積缶に入れ、グリーストラップには絶対に流さないこと。
- ・ グリーストラップには残飯、野菜くず等を必ず取り除いてから汚水を捨てること。
- ・ ブルーシート、及び業務用缶（油、ケチャップの缶等）は持ち帰ること。

(6) その他

- ・ 運営管理について、実行委員会及び出店の共同管理を行う沖縄県出店業事業協同組合の指示に従うこと。市内福祉団体等については、併せて浦添市社会福祉協議会の指示に従うこと。
- ・ テントは、割り当てられたエリアからはみ出すことない規格の物を各自で準備すること。ただし、福祉団体等については、浦添市社会福祉協議会の許可を得て別規格のテントを使用することを許可する。
- ・ 暴力団との関わりがないこと。暴力団に指定場所を転貸しないこと。暴力団員を出店に従事させないこと。この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても異議を申し立てないこと。
- ・ 刺青、タトゥーがお客様に見える状態での接客や販売に従事しないこと。
- ・ 高校生等未成年者を従事させる場合は、労働基準法等の規定を遵守すること。
- ・ 出店店舗への電気供給のための発電機の発注管理は、沖縄県出店業事業協同組合に委託するので、その指示に従うこと。（立体駐車場1階・福祉団体を除く）
- ・ 個別の発電機の設置は認めない。（まつり会場へのガソリン類の持ち込みを禁止する）
- ・ 会場の施設を損傷しないこと。万一施設等に損傷を与えた場合は、弁償すること。
- ・ 危険物の取扱いには十分に留意し、事故の無いように努めること。
- ・ まつり開催日の正午までに、主催者により中止が発表された場合には出店料の返金を行う。（1日で半額、2日間中止の場合は全額の出店料を返金する）返金方法については、後日通達する。
- ・ まつり開催前日の午後五時までに、本人都合による事前出店取りやめ（全日）となった場合には出店料の半額を返金する。返金方法については、後日通達する。
- ・ 本要綱に違反した者は違反金50,000円を支払うこと。さらに次回の浦添てだこまつりへの出店資格を失うものとする。

※状況に応じて本要綱及び配置図は変更となる場合がありますので、予めご了承ください。